

# 倫理規程

## (目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台（以下、「この法人」という。）の会員倫理及び役職員倫理の向上のため、会員、役員及び職員としての行動準則を定めること等を目的とする。

## (社会的信用の維持)

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

## (基本的人権の尊重)

第2条の2 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

## (法令等の遵守)

第3条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

## (私的利益の禁止)

第4条 この法人の役職員は、公益的活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

## (利益相反の防止及び開示)

第5条 この法人の役職員は、すべての活動において、利益相反がないように、細心の注意を払わなければならない。

2 この法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

3 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

## (特別の利益を与える行為の禁止)

第5条の2 この法人の役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならぬ

い。

(情報開示及び説明責任)

第6条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第8条 この法人の役職員は、公益的活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第9条 この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年5月20日から施行する。(令和2年5月20日理事会議決)

附 則

この規程は、令和3年3月25日から施行する。(令和3年3月25日理事会議決)

# 利益相反自己申告書

特定非営利活動法人ワンファミリー仙台 理事長 立岡 学 殿

\* 申告対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日

申告すべき事項【申告の基準】	該当の有無 (○印を付す)	○有の場合、必要事項を記載して下さい。 ①当該行為をする理由 ②当該行為の内容 ③当該行為の相手方・金額・時期・場所 ④当該行為が正当であることを示す参考資料
1. 当団体からの助成を受ける可能性のある団体、又はこれらの団体になり得る団体等（以下「助成対象団体等」という。）の役職員又はこれに準ずるものに就くこと。	有 ・ 無	
2. 助成対象団体等又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員（以下「助成対象団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、助成対象団体等又は助成対象団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。	有 ・ 無	
3. 助成対象団体等又は助成対象団体等役職員から金銭の貸付け（業と	有 ・ 無	

して行われる金銭の貸付けは、無 利子のもの又は利子の利率が著し く低いものに限る。) を受けるこ と。		
4. 助成対象団体等又は助成対象団体 等役職員から未公開株式を譲り受 けること。	有 ・ 無	
5. 助成対象団体等又は助成対象団体 等役職員から供応接待を受けるこ と。	有 ・ 無	
6. 助成対象団体等役職員と共にゴル フをすること。	有 ・ 無	
7. 助成対象団体等役職員と共に旅行 (当団体の業務に関連する場合を 除く。) をすること。	有 ・ 無	
8. 助成対象団体等又は助成対象団体 等役職員をして、第三者に対し前2 号から 7 号に掲げる行為をさせる こと。	有 ・ 無	

<注意事項>

- ① 上記の申告内容は、申告対象期間（予定）の申告をしてください。
- ② 上記申告内容に変更が生じた場合は、速やかに同申告書フォームで再申告してください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、別紙を添付してください。
- ④ 特定非営利活動法人ワンファミリー仙台はその申告内容を確認し、是正が必要な場合は利益相反回避要請等を通知します。特に問題がない場合は、通知しません。

誓約 私の利益相反の状況は、上記の通りであることに相違ありません。特定非営利活動法人ワンファミリー仙台の事業活動の妨げとなる利益相反状態は、本申告以外に一切ありません。なお、社会的もしくは法的な要請があった場合、本申告書の内容を公開して差し支えないことを承諾します。

申告日：(西暦) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申告者名：(自筆) \_\_\_\_\_ ㊞